

川崎市立図書館及び稲城市立図書館の相互利用に関する協定書（写）

川崎市及び稲城市は相互の市立図書館を市民が利用すること（以下「相互利用」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、川崎市及び稲城市に在住する相互の市民の利便を図るため、市立図書館の相互利用を行うことを目的とする。

（実施の範囲）

第2条 相互利用を実施する図書館は、川崎市立及び稲城市立の各図書館とする。

2 相互利用することができる者（以下「利用者」という。）は、川崎市及び稲城市に在住する者とする。

（利用の方法）

第3条 図書館の利用方法は、この協定に定めるものの他は、利用をする図書館の条例及び規則等の定めるところによるものとする。

（利用の範囲）

第4条 相互利用できるサービスは、閲覧、貸出、予約（リクエストを除く）、レファレンス、複写等、住居する市民が個人で利用できる範囲とする。（郵送サービス、朗読サービス及び稲城市で行っている配送サービスは、原則として除く。）

（資料の範囲）

第5条 相互利用できる資料の範囲は、原則として当該自治体図書館の所蔵する図書館資料のみとする。

（返却）

第6条 利用者は、貸出しを受けた自治体の図書館に返却するものとする。

（督促）

第7条 督促は、貸出しをした図書館が行うものとする。

（損害の賠償）

第8条 利用者は、貸出しを受けた図書館の図書館資料を紛失、汚損又は破損した場合は、当該所蔵図書館の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

（利用統計）

第9条 両市の利用サービスの向上発展を期するため、両市市立図書館は利用統計等の情報交換を行うものとする。

(効力の発生)

第 10 条 この協定は、平成 16 年 1 1 月 1 日から発効するものとする。

(疑義等の解決)

第 11 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度川崎市及び稲城市において協議して定めるものとする。